

## 営農用水事業の取扱いについて

昭和45年10月19日付45農地D第884号  
最終改正 昭和52年4月16日付52構改D第280号

各地方農政局長  
各都道府県知事 } 殿

農林省構造改善局長

昭和43年度から助成している道営営農用水事業並びに昭和43年度から助成している道営畑地帯総合土地改良事業及び昭和45年度から助成することになった都府県営畑地帯総合土地改良事業のうち営農用水に係る事業については、昭和52年4月16日付け52構改D第254号（土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について）により通達されたところであるが、なお下記事項につき運用に遺憾のないようにされたい。

なお、「営農用水事業の取扱いについて」（昭和43年9月4日付け43農地D第1220号農地局長通達）は廃止する。

### 記

- 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官通達。以下「要綱」という。）第2の表の(2)都道府県が行う畑地帯総合土地改良事業のうちの、営農用水施設の新設若しくは変更の事業に対する国の補助は、次に掲げる同一用水系統内の施設に係る事業につき行うものとする。ただし、配水施設は対象農家の2戸以上ある共同施設に限る。
  - 水源取水施設（取水堰、井戸等で沈砂地を含む。）
  - 濾過施設
  - 揚水施設（揚水機、原動機のほか吸水槽、ポンプ小屋附帯施設を含む。）
  - 貯水施設（貯水池、水量水圧調整のための貯水施設等）
  - 導水施設
  - 配水施設
- 営農用水関係事業を行うに当たっては、あらかじめ事業計画の概要、事業費負担予定額、末端関連事業の施行時期及び事業費、事業実施方法、完成した施設の管理方法等について周知徹底を図り、営農用水事業の全受益農家及び完成した施設の管理者の同意を得なければならない。

なお、完成した施設の管理者及び都道府県の委託を受けて事業費の地元負担金の徴収に当たる者としては、市町村又は農業協同組合がのぞましい。
- 要綱第2の表の(2)の採択基準等の欄の(1)のエに規定する基幹農家には、育成牛の飼育を主とする農家であって、当該育成牛を成年に換算した場合の頭数が北海道酪農近代化計画に規定する酪農畑作経営の乳牛飼養頭数を下回らないものを含めてさしつかえない。
- 北海道知事は、要綱第2の表の(2)の採択基準等の欄の(2)のイの事業を実施する地区の選定に当たり採択基準欄の(2)のイの(イ)に規定する基幹農家の存する地域についての酪農経営の将来の動向、土地基盤整備事業の計画等につき当該地域を管轄する市町村長の意見をきかなければならない。